27

• FUJIOKA CITY

保険・年金

国民健康保険の加入脱退

間 保険年金課☎40-2822 鬼石総合支所 鬼石振興課☎52-3111

国民健康保険の加入・脱退については、14日以内に届け 出をすることになっています。保険年金課または鬼石総合支 所鬼石振興課で手続きをしてください。手続きに必要なもの は次の表のとおりです。

	こんなとき	手続きに必要なもの
	他の市町村から転入してき たとき	転出証明書
国保に加入す	職場の健康保険をやめたと き、または、扶養家族から はずれたとき	社会保険離脱証明書
るとき	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった とき	保護廃止決定通知書
	他の市町村に転出するとき	世帯全員の保険証
国保を脱退す	職場の健康保険に入ったと き、または扶養家族になっ たとき	保険証(国民健康保険 証、加入した職場の健 康保険証)
るとき	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようにな ったとき	保険証、保護開始決定通知書
	同じ市町村内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	世帯全員の保険証
その他 のとき	世帯が分かれたときや一緒 になったとき	
	修学のため別に住所を定め るとき	保険証、在学証明書等
	保険証を紛失したり破損し たとき	身分を証明するもの、破 損した保険証

※届け出には世帯主等の「マイナンバーカード」(または「マ イナンバーがわかるもの」と「身分を証明するもの」)が 必要となります

藤岡市MAP 01図 E-4 産婦人科·小児科 地域医療に貢献したい 根岸産婦人科小児科医院 9:00~12:00 • • • • • •

国民健康保険の給付

間 保険年金課☎ 40-2822 鬼石総合支所 鬼石振興課☎ 52-3111

主な給付

種類	内容
療養費	◎審査によって医療費の一部が支給されます。・緊急、またはやむを得ない理由で保険証を提示できず、医療費を全額支払ったとき・医師が必要と認めるコルセットなど装具をつくったとき・医師の指示で、マッサージ・はり・灸を受けたとき・外国で病気・けがをし、診療を受けたとき
高額療養費	1 カ月に支払った自己負担額が一定額を超えたとき、 申請により「高額療養費」として超えた分の金額が 払い戻されます。
出産育児一時金	国民健康保険に加入している人が出産したとき、世帯主に出産育児一時金が支給されます。 なお、出産育児一時金は妊娠満 12 週 (85 日) 以降であれば、死産・流産も支給対象になります。 申請に必要なものは、出産した人の保険証と世帯主の預金通帳です。 ②出産育児一時金直接払い制度 出産育児一時金を病院などへ支払う出産費用に充てることができる制度で、藤岡市から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みが原則となります。 ※直接支払制度を導入している病院などで利用できます。出産予定の病院などへご相談ください。
葬祭費	国民健康保険に加入している人が死亡したとき、その葬祭を行う人に葬祭費が支給されます。 申請に必要なものは、死亡した人の保険証と葬祭を 行う人の預金通帳です。
人間ドック	国民健康保険に加入している人が疾病の予防・早期発見・早期治療を通じて健康の増進に役立てていただくため、「日帰り人間ドック検査料の助成事業」を実施しています。 ©申し込み 申し込みの期間や募集内容については、広報ふじおかでご案内します(保険証が必要です)。

後期高齢者医療

間 保険年金課☎ 40-2259 · 鬼石総合支所 鬼石振興課☎ 52-3111

対象となる人	群馬県後期高齢者医療広域連合の区内(群馬県内)に住所のある人で、 (1) 75 歳以上の人 (2) 65 歳から 74 歳で一定の障害のある人 ※(2) の人は後期高齢者医療制度への加入を選択できます		
	3割負担	同一世帯に住民税課税所得 145 万円以上の後期高齢者医療加入者がいる人 ※一定の収入未満の人は申請手続きをすると 1 割または 2 割負担になります	
自己負担額	2割負担	住民税課税所得が 28 万円以上かつ年金収入とその他合計所得が 200 万円(世帯に後期高齢者医療加入者が 2 人以上いる場合は 320 万円)以上の人	
	1割負担	上記のどちらの条件にも該当しない人	
保険証	後期高齢者医療制度では、新しい保険証が被保険者の人それぞれに交付されます。		
受けられる医療給付など	医療給付(療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、高額療養費、訪問看護療養費) の他に高額介護合算療養費と葬祭費が支給されます。		
保険料の算定 (令和 4・5 年度決定分)	保険料は所得に応じて計算される所得割と、被保険者が均等に負担する均等割額の合計となります。 夫婦ともに後期高齢者医療の場合、それぞれ保険料を計算することになります。 年間保険料=均等割額(45,700 円)+所得割額((総所得金額等-基礎控除 43 万円)×8.89%) 一人当たりの保険料の上限は 66 万円です。		
	同一世帯内の被保険	食者と世帯主の総所得金額等の合計額が以下に該当する場合、均等割額が軽減されます。	
保険料(均等割額)の軽減	7割軽減 軽減後 13,710 円	「43 万円 +10 万円×(年金・給与所得者の数- 1)」以下	
	5 割軽減 軽減後 22,850 円	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+28万5千円×(世帯の被保険者数)」 以下	
	2 割軽減 軽減後 36,560 円	「43 万円 +10 万円 ×(年金・給与所得者の数 – 1) + 52 万円 ×(世帯の被保険者数)」 以下	

福祉医療助成

間 保険年金課☎40-2259・鬼石総合支所 鬼石振興課☎52-3111

子ども、障害のある人、母子・父子家庭を対象に、医療機関に受診された際、窓口で支払う一部負担金を助成します。 ○福祉医療の資格要件

区分	資格要件	
子ども	出生から 18 歳年度末(高校生世代)まで	
特別児童扶養手当 1 級、2 級		
陪宝のちょん	障害年金 1 級、2級	
障害のある人	身体障害者手帳 1 級、2級、3級、4級(言語機能障害)	
	療育手帳A、B	
母子・父子家庭	・18 歳未満の子どもを扶養している母(父)とその子ども ・18 歳未満で父母のいない子ども ※ 18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの人を含む	

※詳しい内容については保険年金課までお問い合わせください



保険・年金

国民年金

間 保険年金課☎40-2259・鬼石総合支所 鬼石振興課☎52-3111

国内に住んでいる 20 歳から 60 歳までのすべての人は、国民年金に加入することになっています。 加入する人は次の3種類に分けられています。

	第1号	自営業・学生、第2・3号被保険者以外の人は、保険年金課または鬼石総合支所鬼石振興課へ加入の届出が必要です。			
被保険者	第2号	号 厚生年金・共済組合などに加入している人勤務先が加入手続きを行います。			
	第3号	3号 第2号被保険者に、扶養されている配偶者第2号被保険者の勤務先が加入手続きを行います。			
□座振替	 □座振替を希望する人は、保険年金課、鬼石総合支所鬼石振興課または金融機関で、申し込んでください。				
			全額免除	保険料の全額が免除されます。	
	(1)申請免除		4分の3免除	保険料の4分の3が免除され4分の1を納めます。	
免除制度			2分の1免除	保険料の半額が免除され半額を納めます。	
光陈利及			4分の1免除	保険料の4分の1が免除され4分の3を納めます。	
	(2)納付猶予制度		50 歳未満の人で所得が一定以下の場合、申請すれば保険料の納付が猶予されます。		
	(3) 学生納付特例制度		学生本人の所得が一定以下の場合、申請すれば保険料の納付が猶予されます。		
	(1)老齢基礎年金		保険料を納めた期間(免除・猶予期間を含む)が 10 年以上ある人が原則として 65 歳から受け取れます。		
	(2) 障害基礎年金		国民年金加入中や 20 歳未満、被保険者資格喪失後 60 歳から 65 歳未満の間の病気やけがで一定の障害が残ったときに支給されます。障害の等級に応じて 1 級と 2 級があります。		
受給	(3)遺族基礎年金		国民年金の被保険者や被保険者であった人が死亡した場合に、その遺族に支給されます。受けられるのは死亡した人に生計を維持されていた子ども、または子どものいる配偶者です。 ※子ども= 18 歳未満もしくは障害のある 20 歳未満の子ども		
	(4) 付加年金 第 1 号被保険者は、定額の保険料に 400 円を上乗せして納めると、老齢基礎年金に加算付加年金額 =200 円×付加保険料納付月数				



保育園・幼稚園・認定こども園

間 子ども課☎40-2385

■教育・保育給付認定

家庭の就労状況などにより保育の必要性に応じた認定を受 ける必要があります。認定の区分により、利用できる施設が 異なります。

認定区分	児童の年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育園 認定こども園 (保育園部分)
3号認定	満3歳未満	あり	保育園 認定こども園 (保育園部分)

2号・3号認定を受ける場合は、保護者が就労・妊娠・疾 病・介護・求職などの保育が必要な事由に該当することが必 要です。

■入園申込

各施設で申込みができます(56ページの施設一覧をご参

市外の施設を希望する場合は、子ども課にご相談ください。

■保育料

3~5歳児クラスの保育料は無料です。

0~2歳児クラスは、住民税非課税世帯の子どもは無料 ですが、その他の子どもについては、父母の市民税所得割課 税額を基に算定します。父母の市民税所得割課税額が一定額 を超えておらず、同居(同住所)に祖父母などがいる場合、 そのどちらかを家計の主宰者として算定対象とします。

なお、4月から8月分は前年度市民税額、9月から3月 分は当年度市民税額での算定となるため、毎年9月に保育 料の改定があります。

第3子以降保育料無料化事業

間 子ども課立40-2385

3人以上の子どもを扶養している場合、第3子以降の入園 児童の保育料が無料となります。申請がない場合や市税など に滞納がある場合は本事業の対象となりません。

FUJIOKA CITY

詳しくは子ども課または各園にお問い合わせください。

第3子以降副食費補助事業

間 子ども課☆40-2385

3人以上の子どもを扶養している場合、第3子以降の入 園児童(2号認定のみ)の副食費を月額4,500円まで補助

申請がない場合や市税などに滞納がある場合は本事業の対 象となりません。

詳しくは子ども課または各園にお問い合わせください。

子育てに関する手当

間 子ども課金40-2286

種類	内容		
児童手当	中学卒業までの児童を養育している人に 支給されます。		
児童扶養手当	父または母がいない家庭、父または母が一定の障害の状態にある家庭などで、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。		
特別児童扶養手当	20 歳未満で精神または身体に障害のある児童を養育している人に支給されます。		
交通遺児等手当	交通遺児等になった児童(15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童)を養育している父もしくは母またはこれに準ずる人に支給されます。		

※手当を受けるには所得制限などの支給条件がありますの で、詳しい内容は子ども課へお問い合わせください









新園舎と天然芝の園庭

地域子育て支援センター

間 子ども課☎40-2268

地域子育て支援センターは、子育てをしている保護者同士 の交流の場であり、子育てに対する不安解消や情報提供、親 子遊びなど幅広い活動を行っています。

各支援センターに関する詳細は子ども課へお問い合わせく ださい。

児童館

間 子ども課金40-2268

児童館は子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康の増進、 仲間づくり、団体行動の大切さを教える場です。どなたでも 利用できる施設なので、お気軽にご来館ください。

施設名	住所	電話番号	開館時間
藤岡中央児童館	藤岡 1567-1	24-8060	午前9時30分~ 午後6時30分 休館日:日曜·祝日、年 末年始(12月29日~1 月3日)

学童保育

間 子ども課立40-2268

学童保育所では、保護者が仕事をしているなどの事情によ り家庭で保育ができない人のために、学校が終わってから保 育ができるまでの間、子どもたちをお預かりしています。各 学童保育所については子ども課までお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センタ

間 子ども課☆23-5777

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをし て欲しい人と、子育ての手助けができる人が会員登録し、助 け合う制度です。生後3カ月の乳幼児から中学生までの子 どもを対象に、有料で子育てのサポートをします。

利用日	時間	子ども1人1時間あたり 利用料金	
日。今卿口	午前7時~午後7時	700円	
月~金曜日	上記以外の時間		
土·日·祝日 年末年始 (12月29日 ~1月3日)	終日	900円	

母子会(ひとり親会)

間 子ども課金40-2286

母子会は一人親家庭および寡婦の方がお互いに助け合い、 励まし合って、誰もがいきいきと暮らせるように活動してい る団体です。

親子の絆や仲間と親睦を深めることを目的として、毎年 様々な行事を行っています。

年会費 1,000 円

藤岡市MAP 04図 A-2 社会福祉法人 良信会 明星保育園 TO DESCRIPTION OF THE PARTY OF 子どもたちの笑顔が、かがやく場所明星 ●広い園庭でのびのび遊ぶ ●丈夫な身体をつくる ●思いやりのもてる子に育てる ■藤岡申1548 ■子育で支援センター(ひよこクラブ) 併設 ■TEL:0274-22-5281 ■FAX:0274-22-5281 ■保育時間/7:00~19:00 ■休園日/日曜、祝日 ■URL:https://www.myoujyou.or.jp/





幼保連携型認定こども園 藤岡市MAP 03図 D-2	
未来を託すこども達に豊かな環境を・・・	
沙 ナースリープレスクール	
ひとりひとりの子どもの個性を大切に保育・教育を行い、様々な体験を通して豊かな心を育んでいます。	
■ 藤岡市藤岡1403-2(業務スーパーさん、シャトレーゼさん裏) ■TEL:0274-22-3891 ■FAX:0274-22-3881 ■保育間 7:00~19:30 (進長4金無)) ■	经



母子保健

間 子ども課金40-2268

区分		健診内容
	妊娠届出の受理	母子健康手帳、妊婦健康診査受 診票の発行など
妊娠中	妊産婦・新生児家庭訪問	健康相談、体重測定、母乳相談、 育児相談など
産後	両親学級	赤ちゃんのお風呂の入れ方やパ パの妊婦体験など
	ママサロン	栄養指導、歯科指導、妊婦体操、 ママ同士の意見交換など
	股関節検診	整形外科医の診察、予防接種予診 票発行、保健指導など
	4 カ月児健康診査	内科診察、身体測定、保健指導な ど
	離乳食教室	5~6カ月児を対象とした離乳食 の与え方・作り方の指導
乳児期	すこやか教室	7~8カ月児とその保護者を対象とし、子どもの身体測定、子育て全般の相談、支援センターの紹介、ブックスタート(絵本2冊をプレゼント)
	育児相談	身体測定、育児に関する心配事に ついての相談、理学療法士による 相談
	1 歳児健康診査	内科診察、身体測定、歯科指導、 保健指導、フッ素塗布受診票配布 など
	1歳6カ月児健康診査	内科診察、歯科診察、身体測定、 歯科指導、保健指導など
幼児期	わくわく (2歳児) 相談	身体測定、親子遊び、歯科指導、 保健指導など
	3 歳児健康診査	内科診察、歯科診察、身体計測、 歯科指導、保健指導など
	5 歳児健康診査	身体測定、歯科・子育て講話、集 団遊び、保健指導など
	個別幼児相談	子どもの発達、育児に関すること についての相談
	健康推進員活動	出産後のアンケート配布・回収、 乳幼児健診の協力、子育て支援の ための活動
全般	子育て 110番	育児に関する悩みや心配事につい ての電話相談 ☎ 24-5110
	ブックスタート	絵本の読み聞かせを行い、絵本を 2冊プレゼントします
	不妊症不育症治療費補助	不妊および不育症治療に関する医 療費の一部補助

子どもの予防接種

間 子ども課立40-2268

接種方法は、個別接種(委託医療機関での実施)になりま す。種類や対象者は変更になることがありますので、接種の 際には個別通知に同封されている「予防接種と子どもの健康」 を必ずお読みください。

FUJIOKA CITY

	W-	115.4
	種類	対象者
	ロタウイルスワクチン	1 価:生後6週~24週に 至るまで
		5 価:生後 6 週~ 32 週に 至るまで
	BCG(結核)	生後1歳に至るまで
	ヒブワクチン	生後2月~5歳に至るまで
	肺炎球菌ワクチン	生後2月~5歳に至るまで
	B型肝炎ワクチン	生後2月~1歳に至るまで
乳幼児期	四種混合 (ジフテリア・ 破傷風・百日咳・ポリオ)	生後3月~90月に至るまで
	麻しん・風しん混合	1 期:生後12月~24月に 至るまで
	州しん・風しん 此日	2期:満5歳~7歳未満で 小学校入学前の1年間
	水痘(水ぼうそう)	生後 12月~36月に至る まで
	日本脳炎※ 1	生後6月~90月に至るまで
	おたふくかぜ※2	1歳児と年長児
学生	二種混合(ジフテリア・ 破傷風)	11 歳以上 13 歳未満
	日本脳炎※ 1	9歳以上13歳未満
	子宮頸がん予防ワクチン※3	中学一年生~高校一年生相 当の女子

- ※1 日本脳炎特例対象者に関しては、子ども課までお問い合わ せください。
- ※2 任意接種ですので、希望する場合は子ども課までお問い合 わせください。
- ※3 令和6年度までキャッチアップ接種を実施中です。 キャッチアップの対象者に関しては子ども課までお問い合 わせください。



